

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月28日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(道路の使用許可) 第28条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験、<u>人の移動の用に供するロボットの試験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実験</u>をすること。</p>	<p>(道路の使用許可) 第28条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの（公職選挙法の規定により選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験<u>又は人の移動の用に供するロボットの試験</u>をすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。